

## 介護保険法の規定による指定及び開設許可を受けた介護事

### 業者の方へ

貴事業所は、介護保険法による指定又は開設許可を受けたことにより、生活保護法第54条の2第2項の規定による指定介護機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。(みなし指定)

今後は、生活保護を受給している保護者及び支援給付を受けている中国残留邦人等に対して、介護サービスを提供することができるようになりますが、以下の点に御留意の上、適切に介護サービスの提供等に努めていただきますようお願いいたします。

- 1 介護サービスの提供にあたっては、生活保護法に定めるところによる他、(別紙4)「指定介護機関介護担当規程」及び(別紙5)「生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護方針及び介護の報酬」(介護方針告示)に従う必要があります。
- 2 みなし指定を受けた介護機関について、介護保険法による指定の取消しがあつた場合並びに指定が失効した場合には、生活保護による指定の効力も失効することとなります。また、事業を廃止する場合には、介護保険法の規定による廃止の届出をすることにより、生活保護法による指定の効力も失われることとなります。
- 3 指定介護機関は、次のような事項が生じたときは、介護保険法の手続きを行うとともに、生活保護法による手続きも必要となりますので、所在地を管轄する福祉事務所へ届出を行うようにしてください。
  - (1) 開設者・事業者(法人)の名称及び所在地を変更した場合
  - (2) 事業所の名称及び所在地を変更した場合
  - (3) 事業所の休止又は再開した場合
- 4 都道府県知事は、介護扶助に関して必要があると認めるときは、当該介護機関の開設者若しくは管理者等に対して、必要と認める事項の報告を求めたり、検査等を行う場合があります。